

## 会議録

会議の名称	令和4年度 第2回岡山市消費者教育推進地域協議会
開催日時	令和4年11月14日(月) 10時00分～11時00分
開催場所	本庁議会棟3階第1会議室
出席者	委員10名
傍聴者	なし
協議内容	下記のとおり

協議内容									
<p>1. 開会</p> <p>(1) あいさつ</p> <table><tr><td>ノートルダム清心女子大学</td><td>副学長</td><td></td></tr><tr><td>人間生活学部人間生活学科</td><td>教授</td><td>豊田 尚吾 氏</td></tr><tr><td>市民生活局</td><td>局長</td><td>中原 貴美</td></tr></table> <p>(2) 委員紹介(詳細は省略)</p> <p>2. 議題</p> <p>① 第2次岡山市消費者教育推進計画 素案について</p> <p>説明者 担当課長 城戸 淳男 (内容省略)</p> <p>委員1: 事業者との連携について、個々の事業者に普及するのはかなり大変なため、経済団体等と連携するのがいいのではないかと。</p> <p>事務局: 青年会議所や、経済団体等の方々とも連携していかなければいけないと考えているところではある。計画の文言については検討したい。</p> <p>委員2: 計画の成果指標のひとつであるエシカル消費関連事項の市民の理解度・実践度について、環境とフェアトレードを取り上げているが、様々なことを含んでいるエシカルという概念からすると不足していると思う。そのままエシカルという言葉を使うのがいいと思う。また、計画推進の個別政策にある高齢者等守るための消費者教育の推進について、高齢者は守られるだけの存在なのかという疑問があり、守るだけでなくエシカル消費も含めて消費リテラシーをあげるような教育も必要ではないかと思う。次に、事業者・マスコミ・教育関係団体等との連携について、最近様々な業界の方々自主的にNPOや社団法人を作り、持続可能な社会の構築に取</p>	ノートルダム清心女子大学	副学長		人間生活学部人間生活学科	教授	豊田 尚吾 氏	市民生活局	局長	中原 貴美
ノートルダム清心女子大学	副学長								
人間生活学部人間生活学科	教授	豊田 尚吾 氏							
市民生活局	局長	中原 貴美							

り組んでいる事例があり、また、NPOで率先してされることも多いと思われるので、連携先としてNPOを追加するのがいいと思う。最後に、事業者が、企業の取り組みや、製品についての情報開示をすることではじめて消費者が知ることにつながるため、事業者側の積極的な情報開示や情報発信のようなことを促進するような要素があるといいのではないかと思う。

委員3：教育委員会との連携について、施策の中に公民館との連携は載せているが教育委員会の指導課との連携が入っていない。学習の主体となるのは、教育委員会の指導課からおりてくるものであるもので、例えば、岡山市が消費者教育推進校のようなものを指定し、先進的な学校の取り組み等を積極的に紹介したり、教育委員会の指導課自体に、消費者教育という分野の担当者を設ける等したら、消費者教育の推進が変わるのではないかと思う。

委員4：大学等の教育関係団体との連携で、学生のサークル活動や研究会などにおいて、消費者教育に関心のある大学生その他の活動組織との連携について、具体的に考えていることはあるか教えてほしい。また、大学生が高校で実際に消費者教育の授業をした例があり、授業を受ける側の生徒と教える側の大学生の両者にとっていい効果があり、大学生はとても良い消費者教育の担い手になるということを感じたので、一例として紹介したい。

事務局：大学生その他の活動組織との連携の具体的なものについて、サポーター制度のような、担い手に活動してもらう取り組みが必要ではないかと考えており、現在具体化できているわけではないが、今後取り組んでいきたい。

委員5：高齢者を守るための消費者教育の推進の中の一例として、地元に着した地域組織があるが、婦人会を入れてはどうか。婦人会は現在すべての町内会に設置されているわけではないが、会員は行政からの意向を地域へつなげ、協力したいという意識のもとに活動している。また、婦人会に対して意見要望があれば発信したいという考えである。

事務局：地元に着した地域組織の例について、あくまで一例であるが、記載について検討したい。

委員6：大学生の活用については、公的な意味のあるものを促していただくと大学生側も力を入れて取り組むことが明確になるので、良いことではないかと感じた。

## ② 今後のスケジュールについて

説明者 主任 清水 潔

### 3. 閉会

あいさつ

NPO 法人岡山 NPO センター

理事

石原 達也 氏

#### 【書面によるご意見（当日ご欠席の委員より）】

- ・消費者教育コーディネーターは、消費者教育の新たな場を設けたり、調整したりする役割もあるため、学校現場に限らず、あらゆる年代における消費者教育をコーディネートすることが重要ではないか。岡山市としてコーディネーターの位置づけ、役割を明確にする必要があるのではないか。
- ・消費者教育推進法3－6には、災害時非常時の消費者の合理的行動についての教育が求められているが、本計画に入れることを検討するのが良いと思う。
- ・エシカル消費の普及について、SDGs との関連を明確に示す必要性を感じた。
- ・人権に配慮した消費者教育の中の、カスタマーハラスメントは、消費者教育推進計画にそぐわないと思う。カスタマーハラスメント防止として必要なことは、SDGs「12 つくる責任・つかう責任」を理解した消費者市民を育成することである。一方、企業は、CSR 論を明確にし、消費者志向経営について議論することが、カスタマーハラスメントの防止につながると思う。人権に配慮というのは、すべての消費者の人権に配慮ではないのか。その点について、もう少し整理をし、本来の「人権に配慮した消費者教育」を明記した方がよいと思う。